

印西市地域公共交通総合連携計画策定に関するプロポーザル実施要領（案）

1 目的

この実施要領は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき発足した印西市地域公共交通活性化協議会が、「印西市地域公共交通総合連携計画」を策定するために必要な調査等を委託する候補者（以下「候補者」という）を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 調査の概要

- (1) 実施主体 印西市地域公共交通活性化協議会
- (2) 委託業務名 印西市地域公共交通総合連携計画策定業務委託
- (3) 委託内容 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期限 平成 23 年 3 月 日 ()
- (5) 業務規模 万円（消費税込み）の範囲内

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 印西市建設工事等入札参加資格者登録名簿に登録されていること。
- (3) 委託業務に関し印西市の指名停止を受けている期間でないこと。

4 企画提案書の作成

- (1) 企画提案書の規格は A 4 判または A 3 判の片とじ・横書きとする。
- (2) 企画提案書は、1 社 1 案とし基本的な考えを文書で簡潔に記載する。
- (3) 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (4) 企画提案書は、仕様書の内容を踏まえ以下の内容について必ず記載する。
 - ① 各項目における考え方および手法
 - ② 調査方法およびデータ分析手法
 - ③ 実施工程表
 - ④ 提案の特徴

5 記載要領

- (1) 提出書類
 - ① プロポーザル参加表明書
 - ② 企画提案書

- ③ 業務従事者の経歴等
 - ④ 実績および体制について
 - ⑤ 見積書
- (2) プロポーザル参加表明書および企画提案書
- プロポーザル参加表明書および企画提案書については、提出年月日、商号または名称、代表者職氏名、住所、電話番号を記載する。企画提案書の内容については、前項に定めるもののほかは自由記述とする。
- (3) 業務従事者の経歴等
- 業務従事者の経歴等については、従事者の氏名、生年月日（年齢）、所属、役職、保有資格、専門分野、経験年数を記載する（業務に従事するすべての者）。また、本書類の提出時における手持ち業務の状況について、業務名、発注者名、業務概要、履行期間を併せて記載するとともに、受託した場合の担当業務について具体的に記載する。
- (4) 実績および体制について
- 貴社の他市における公共交通対策事業に係る類似実績および本業務を受託するにあたっての推進体制を記載する。
- (5) 見積書
- 提出年月日、商号または名称、代表者職氏名、見積金額（消費税込み）、見積内訳を記載する。

6 書類の提出

- (1) 提出部数： 部
- (2) 提出場所：印西市企画財政部企画政策課内 印西市地域公共交通活性化協議会事務局（〒270-1396 千葉県印西市大森2 3 6 4 番地2）
- (3) 提出期限：平成22年 月 日（ ）
- (4) 提出方法：持参（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（期限内必着・書留郵便に限る）
- (5) この要領に定めた他は一切受理しない。

7 企画提案書の無効

- (1) この要領に示された条件に適合しないもの
- (2) この要領に示された記載事項の全部又は一部が記載されていないもの及び記載事項以外の内容が記載されているもの
- (3) 許容された表現以外の表現方法が用いられているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 本プロポーザルに係る審査委員と接触または連絡した場合

8 質問および回答

- (1) 本プロポーザルに関する質疑については、次のとおりとする。なお、口頭による質疑は受け付けない。
 - ① 提出場所：印西市企画財政部企画政策課内 印西市地域公共交通活性化協議会事務局
 - ② 提出期限：平成22年 月 日（ ）
 - ③ 提出方法：E-Mail にて kikakuka@ml.city.inzai.chiba.jp まで送付
(添付ファイルを使用する場合には Microsoft Word ファイル、Microsoft Excel ファイル、または PDF ファイル)
- (2) 質疑の回答日時及び方法は、次のとおりとする。
 - ① 回答日時：平成22年 月 日（ ）
 - ② 回答方法：質疑の回答は全参加者にメールにて行う。
 - ③ その他：再質疑及び電話による照会は受け付けない。
- (3) 質疑の回答は、この要領の追加、又は訂正とみなす。

9 審査方法

企画提案書の審査は、「印西市地域公共交通総合連携計画策定業務委託に関するプロポーザル審査委員会」が行う。審査方法は、企画提案書の提出を行ったものに対して以下のとおりヒアリングを実施する。

- (1) ヒアリング日時：平成22年 月 日（ ）
(詳細な時間については後日通知)
- (2) ヒアリング場所：印西市役所
- (3) ヒアリング方法：プレゼンテーション 説明15分、質疑15分程度
資機材対応については、後日通知
- (4) 審査結果の通知：平成22年 月、参加者全員に通知

10 審査基準

企画提案書等の審査を行うための評価項目および配点については、以下のとおりとする

- (1) 業務従事者の技術力（配点：20点）
 - ① 業務経験について評価
 - ② 手持ち業務量について評価
 - ③ 事業従事者の適正（専門分野、資格取得状況）について評価
 - ④ 取り組み意欲について評価
- (2) 実績および体制について（配点：10点）
 - ① 公共交通対策事業に係る実績について評価
 - ② 業務推進体制について評価

- (3) 企画提案書の内容（配点：65点）
 - ①地域特性、公共交通の現状把握について評価
 - ②駅等までの人の流動状況の把握について評価
 - ③成田スカイアクセス開業に伴う地域公共交通に関わる変化の把握について評価
 - ④需要調査について評価
 - ⑤基本方針と目標の設定について評価
 - ⑥事業計画、事業評価について評価
- (4) 見積金額（配点：5点）

1.1 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 候補者とは、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務を委託することを原則とする。
- (3) 審査結果の異議申し立ては受理しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とする。
- (6) 提出された企画提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲の複製を作成することがある。
- (7) 企画提案書の作成のために印西市地域公共交通活性化協議会より受領した資料は、印西市地域公共交通活性化協議会の了解なく公表・使用できない。
- (8) 見積金額が異常に低い場合や公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不適切と認められる場合には、当該参加者から説明を求めることがある。